

上尾市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和3年11月2日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

上 尾 市 長 畠 山 稔 様
上尾市議会議長 大 室 尚 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫
上尾市監査委員 鈴 木 彬
上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和3年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書について（提出）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を執行したので、
同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 準拠基準

上尾市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査対象

（1）指定管理者

公益財団法人上尾市地域振興公社

（2）対象施設

上尾市児童館こどもの城

上尾市民体育館

（3）所管部局

子ども未来部 青少年課

教育総務部 スポーツ振興課

4 監査期間

令和3年5月27日（木）から令和3年6月30日（水）まで

5 監査の範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

令和2年度公の施設の指定管理料

上尾市児童館こどもの城管理運営委託料 55,600,000円

6 監査の実施内容及び着眼点

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合するとともに、指定管理者及び所管部局の職員から説明を聴取し監査を実施した。

(1) 着眼点

○公益財団法人上尾市地域振興公社（指定管理者関係）

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 利用促進のための努力はなされているか。

オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

○子ども未来部青少年課、教育総務部スポーツ振興課（所管部局関係）

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

オ 事業報告書の点検は適切になされているか。

カ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

キ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 監査書類等

ア 事業計画書及び事業報告書（令和2年度、平成31年度）

イ 基本協定書、年度協定書（以下単に「協定書」という。）

ウ 収支伝票

エ 証票（領収書、請求書、納品書等）

オ 契約に関する書類

カ 職員の服務・給与・福利厚生等に関する書類

キ 嘱託職員・臨時職員に関する書類

ク 職員・嘱託職員勤務整理簿

ケ 備品台帳

コ その他

7 指定管理の状況

(1) 指定管理者の概要

- ア 受託者 公益財団法人上尾市地域振興公社
- イ 所在地 上尾市大字菅谷 16 番地
- ウ 設立年月日 昭和 62 年 10 月 31 日
- エ 事業の目的

地域のコミュニティづくりの推進、文化芸術の向上及びスポーツ・レクリエーションの振興を通じて、市民相互の連帯意識及び郷土意識で結ばれた地域社会の形成を図ることにより、市民サービスの向上及び市民の福祉増進に寄与することを目的としている。平成 25 年 3 月に埼玉県の認定を受け、同年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行され、現在に至る。

(2) 指定管理の期間

- 上尾市児童館こどもの城 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 上尾市民体育館 平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理業務の範囲

- ア 施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- イ 施設等の利用手続きに関する業務
- ウ 施設等の利用に伴う利用者へのサービス
- エ 利用料の徴収業務
- オ その他、市が必要と認める管理業務

(4) 対象施設の概要

【上尾市児童館こどもの城】

ア 設置目的

児童の健康増進・情操のかん養を図り、健全育成に寄与するため

イ 施設の概要

面積	敷地面積	4,335.38 m ²
	建物延床面積	2,330.62 m ²

建物構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て

開所日 平成 18 年 10 月 7 日開館

主な施設 体育遊戯室、プレイホール、音楽室、乳幼児室、授乳室、談話コーナー、ふれあいラウンジ、静養室、会議室等

利用時間 午前 9 時から午後 6 時 ただし団体利用は午後 10 時まで（体育遊戯室、音楽室、会議室、多目的室に限る）

休業日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで、
毎月第 2・4 木曜日（祝日の場合は翌日）

ウ 人員体制

正規職員 2 名、常勤嘱託 2 名、非常勤嘱託 4 名、臨時職員 3 名

【上尾市民体育館】

ア 設置目的

市民の心身の健康の保持及び増進を図るため

イ 施設の概要

面積 敷地面積 29,906,70 m²
建物延床面積 6,654,22 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨地上2階

開所日 昭和55年5月1日開館

主な施設 アリーナ、卓球室、体力兼トレーニング室、柔道場、剣道場、
会議室兼スタジオ、庭球場、弓道場等

利用時間 午前9時～午後9時

休業日 12月31日から翌年の1月2日まで

ウ 人員体制

正規職員2名、非常勤嘱託4名

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

また、令和2年度は、コロナ禍のため基本協定書どおりの運営が出来ない事態が生じた。今後このような事態が生じた際に、市全体で対応方針を協議して定め、所管部局と指定管理者でよく協議し、業務計画や管理運営委託料の見直し等を行い、今後も市民サービスの向上はもとより、施設の適正な運営に努められたい。